

札幌市立光陽中学校いじめ防止基本方針

〔はじめに〕

ここに定める「札幌市立光陽中学校いじめ防止基本方針」は平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条と平成27年度に出された札幌市いじめ防止等のための基本方針案を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒がいじめを生まない好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることができることを願い、「札幌市立光陽中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめ防止等のために本校が実施する取り組み

(1) 子どもの権利の理念を踏まえた生徒の主体的な取り組み

- 各学年の道徳で「いじめ」についての授業を行う。
 - 各生徒がいじめについての意見を持ち、それを交わし合う内容を盛り込む。
 - いじめは絶対にゆるされないという雰囲気为学校全体で醸成できるようにする。

(2) いじめの未然防止の取り組み

- 各学年でソーシャルスキルトレーニングの授業を行う。
 - 心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、生徒が自己肯定感・自己有用感をもてるようにする。
- 学校と地域の関係者が集る光陽中学校区青少年健全育成推進会で、いじめなどの生徒の状況について共有する。
 - 登下校時の見守りや声かけを依頼し、地域でのいじめ防止に向けた協力体制を確認する。
- シャボテンログ活用により日々の生徒の心と体の状態を確認し、いじめ防止と早期発見に役立てる。
- インターネット上のいじめ防止のため情報モラル教育に関する講演会の実施、ネットいじめ防止に関わる指導を行う。

(3) 早期発見・早期対応の取り組み

- ・ 年3回（学期1回）のいじめアンケートの実施と対応
→ 「いじめられている」と記入した生徒から聞き取りを行い、「いじめ」事案と判断した場合は光陽中学校いじめ対策委員会を開催する。
- ・ 教育相談（年2回）、期末懇談（年2回）の実施
- ・ いじめに対する措置
→ いじめ対策委員会を中心にチームで速やかに対応していく。
 - ①いじめを受けているとされている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安心・安全の確保
 - ②関係する生徒の保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める
 - ③事実関係の確実な把握を行う～事実の聞き取りは（いつ、どこで、誰が、何を、どのよう
に等）もれなく行い、その情報管理は、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるようアセスメントシートを活用する
 - ④再発防止に向けた保護者への対応を行う
 - ⑤いじめの措置
 - ・ 加害生徒～状況に応じて、教育的指導と法的措置を行っていく。
*校長は、生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えるものとする。
 - ・ 被害生徒～心のケアを、SC等と相談しながら行う
 - ・ 周りの生徒～関係生徒に十分な配慮をしたうえで再発防止へのねらいを含めた指導を行う。
 - ⑥教育委員会への報告～いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

(4) 光陽中学校いじめ対策委員会

◎校長 ★教頭 ★生徒指導主事 ★教務主任 ★該当担任 ★各学年主任
★養護教諭 ★スクールカウンセラー ★スクールソーシャルワーカー

- ・ いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急に会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への聴取、事実関係を明確にして、指導や支援体制、対応方針を決定し、関係する保護者と連携した適切な対応を検討する。
- ・ 光陽中学校いじめ基本方針に基づく取組の実施とその検証及び修正を行う。

(5) 光陽中学校いじめ防止基本方針の点検・評価について

- ・ 光陽中学校いじめ防止基本方針の定期的な検証を学校評価に盛り込む
- ・ 定期的な光陽中学校いじめ防止基本方針の公開
→ 各学年PTA集会や学校ホームページ、学校だよりなどを活用し保護者や地域住民に理解と協力を求める。

平成27年8月作成
令和6年10月改訂